平成 16 年度の集計結果については、平成 17 年 11 月 29 日に報道発表を行ったところですが、報道発表後に一部地方公共団体において苦情件数の繰り越し分を平成 16 年度年度受付分として計上していることが明らかになりました。このため、苦情に係る部分（網掛け部分）を修正しました。

参考：騒音規制法、振動規制法施行状況調査の「苦情件数」は、報告年度中に都道府県又は市区町村が騒音及び振動に係る苦情を受けた件数（前年度以前から繰り越しているものは含まない。他機関から移送されたものは含む。）を集計しています。

平成１６年度振動規制法施行状況調査について（お知らせ）

平成１７年１１月２９日（火）
環境省水・大気環境局大気生活環境室
室長　　瀬川　俊郎（内線 6540）
補佐　　藤本　正典（内線 6543）
担当　　齋藤，迫越（内線 6546）

環境省は，全国の都道府県等の報告に基づき，平成 16 年度における振動苦情の状況及び振動規制法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

（１）振動苦情の状況

振動苦情の件数は，平成 16 年度は 3,289 件（前年度 2,608 件）で，前年度に比べ 681 件（約 26.1%）増加した。

苦情の主な発生源別内訳を見ると，建設作業が最も多く 1,932 件（全体の約 58.8%），工場・事業場が 769 件（約 23.4%），道路交通が 304 件（約 9.2%）等であった。

前年度と比較すると，建設作業に係る苦情が 440 件，工場・事業場に係る苦情が 97 件，道路交通に係る苦情が 11 件増加した。

（２）振動規制法の施行状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は，平成 16 年度末現在，全国の市区町村の約 59.5%に当たる 1,513 市区町村であった。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は平成 16 年度末現在で全国 121,204 件（前年度 121,947 件）となっている。特定工場等に対する法に基づく立入検査は 176 件（前年度 163 件）行われた。この他，行政指導が 209 件（前年度 146 件）行われた。

また，同法に基づき届出された建設作業（特定建設作業）の総数は 31,066 件（前年度 30,317 件）となっている。特定建設作業に対して法に基づく立入検査は 510 件（前年度 422 件）行われた。この他，行政指導が 671 件（前年度 455 件）行われた。

１．目的

環境省では，振動防止行政の一層の推進を図るため，毎年度，全国の都道府県，指定都市，中核市，特例市及び特別区を通じ，振動に係る苦情の状況，振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い，その結果を取りまとめている。

２．調査結果

（１）振動苦情の状況

①　平成 16 年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は 3,289 件であった。これは，平成 15 年度（2,608 件)と比べて 681 件，約 26.1%の増加となる。（図１参照）

図１　振動苦情件数の推移

②　苦情件数を都道府県別に見ると，東京都の 830 件が最も多く，次いで神奈川県が 335 件，大阪府が 300 件となっている。振動苦情件数の上位５都府県における合計件数が全体の約 62.3%に達するなど，大都市を有する地区における苦情が大きな割合を占めた。(表１参照)

③　苦情件数を発生源別に見ると，建設作業が 1,932 件（約 58.8%）で最も多く，次いで工場・事業場 769 件（約 23.4%），道路交通 304 件（約 9.2%），鉄道 57 件（約 1.7%）の順となっている。（図２・図３参照）

また，平成 15 年度と比較すると建設作業に係る苦情が 440 件，工場・事業場に係る苦情が 97 件，道路交通に係る苦情が 11 件増加した。

表１　都道府県別苦情件数（上位５都道府県）

順位	苦情件数		順位	人口100万対件数	
	都道府県	件数		都道府県	件数
1	東 京 都	830	1	東 京 都	67.1
2	神奈川県	335	2	愛 知 県	41.4
3	大 阪 府	300	3	埼 玉 県	40.4
4	愛 知 県	298	4	神奈川県	38.4
5	埼 玉 県	285	5	大 阪 府	34.0
全　国		3,289	全国平均		25.8

※人口は平成 16 年 10 月 1 日現在の総務省統計局現在推計人口による

表２　苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	H15	H16	増減	都道府県	H15	H16	増減
北海道	58	71	13	滋賀県	5	20	15
青森県	22	15	△ 7	京都府	32	38	6
岩手県	9	15	6	大阪府	260	300	40
宮城県	15	27	12	兵庫県	63	143	80
秋田県	8	15	7	奈良県	12	19	7
山形県	8	15	7	和歌山県	8	12	4
福島県	17	19	2	鳥取県	4	9	5
茨城県	39	36	△ 3	島根県	0	7	7
栃木県	11	25	14	岡山県	36	37	1
群馬県	23	30	7	広島県	26	37	11
埼玉県	204	285	81	山口県	9	12	3
千葉県	134	193	59	徳島県	5	8	3
東京都	736	830	94	香川県	4	10	6
神奈川県	332	335	3	愛媛県	13	18	5
新潟県	46	73	27	高知県	1	1	0
富山県	5	10	5	福岡県	38	80	42
石川県	9	15	6	佐賀県	7	9	2
福井県	4	16	12	長崎県	7	4	△ 3
山梨県	4	9	5	熊本県	7	8	1
長野県	20	18	△ 2	大分県	11	12	1
岐阜県	25	34	9	宮崎県	11	11	0
静岡県	52	48	△ 4	鹿児島県	13	30	17
愛知県	226	298	72	沖縄県	9	7	△ 2
三重県	20	25	5	合計	2,608	3,289	681

△は減を示す

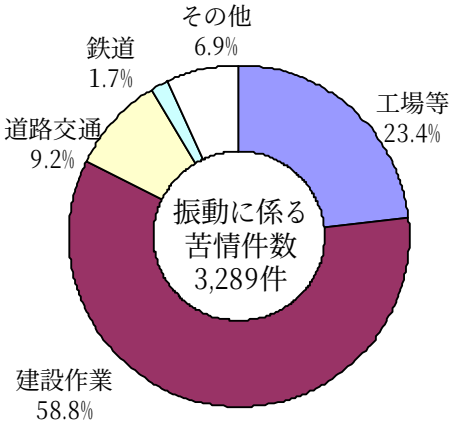

図２　振動に係る苦情の内訳

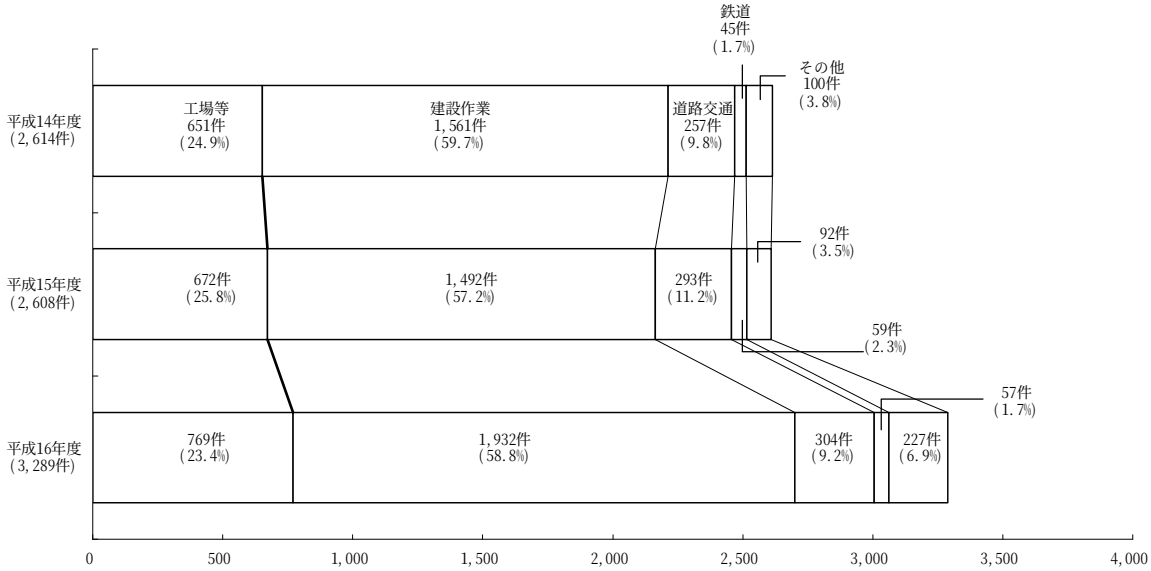

図３　過去３か年の苦情件数の発生源別内訳

④　規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

工場・事業場に対する苦情総数 769 件のうち，法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは，約 27.8%の 214 件であった。また，建設作業に対する苦情総数 1,932 件のうち，同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約 37.4%の 723 件となっている。（表３参照）

表３　規制対象・非対象別苦情件数　　（工場等、建設作業）

発生源の種類 / 年度		工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成15年度	件数	190	15	427	40	672	496	10	962	24	1,492
	%	28.3%	2.2%	63.5%	6.0%	100.0%	33.2%	0.7%	64.5%	1.6%	100.0%
平成16年度	件数	214	19	447	89	769	723	23	1,137	49	1,932
	%	27.8%	2.5%	58.1%	11.6%	100.0%	37.4%	1.2%	58.9%	2.5%	100.0%

（２）地域指定の状況

振動規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は平成 16 年度末現在 1,513 で，全国の市区町村数の約 59.5%に相当する。（表４参照）

表４　地域指定の状況（平成 16 年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	732	23	1,423	366	2,544
指定市区町村数	704	23	714	72	1,513
割合（%）	96.2%	100.0%	50.2%	19.7%	59.5%

表５　特定工場等数及び特定建設作業件数の最近の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
特定工場等総数	120,916	121,947	121,204
対前年度	△1,162	1,031	△ 743
（増加率）	△0.95%	0.85%	△0.61%
特定建設作業件数	28,139	30,317	31,066
対前年度	869	2,178	749
（増加率）	3.19%	7.74%	2.47%

△は減を示す

（３）規制の状況

(3)-1 工場・事業場に対する規制の状況

①　特定工場等及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出された特定工場等の総数は，平成 16 年度末現在 121,204（平成 15 年度 121,947）で，前年度より 743 件減少している。（表５参照）

また，特定施設の総数は 849,823（同 878,308）となっている。

特定工場等の内訳を見ると，金属加工機械を設置しているものが約 33.4%と最も多く，次いで，圧縮機を設置しているものが約 28.7%，織機を設置しているものが約 15.9%の順となっている。

特定施設の内訳を見ると，金属加工機械が約 33.3%、織機が約 31.7%とそれぞれ全体の約３分の１を占め, 次いで, 圧縮機が約 19.6%の順となっている。（表６参照）

表６　法に基づく届出件数（平成 16 年度末現在）

６－１　特定工場等総数

設置特定施設	総数	（%）
金属加工機械	40,500	33.4%
圧縮機	34,774	28.7%
土石用破砕機等	3,834	3.2%
織機	19,245	15.9%
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ等	864	0.7%
木材加工機械	2,544	2.1%
印刷機械	10,960	9.0%
ロール機	728	0.6%
合成樹脂用射出成形機	6,867	5.7%
鋳型造型機	888	0.7%
計	121,204	100.0%

６－２　特定施設総数

特定施設	総数	（%）
金属加工機械	282,865	33.3%
圧縮機	166,325	19.6%
土石用破砕機等	19,173	2.3%
織機	269,315	31.7%
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ等	2,884	0.3%
木材加工機械	4,636	0.5%
印刷機械	37,475	4.4%
ロール機	3,735	0.4%
合成樹脂用射出成形機	57,609	6.8%
鋳型造型機	5,806	0.7%
計	849,823	100.0%

注）特定工場等とは，特定施設を有し，法の規制対象となる工場・事業場をいう。

② 法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情 214 件（平成 15 年度 190 件）に対して，平成 16 年度中に行われた振動規制法に基づく措置の件数は，報告の徴収 38 件（同 38 件），立入検査 176 件（同 163 件），振動の測定 99 件（同 84 件）であった。振動測定の結果，規制基準を超えていたものは 34 件（同 21 件）であった。なお，改善勧告，改善命令は前年度同様行われていない（同 0 件）。

また，振動防止に関する行政指導が 209 件（同 146 件）行われた。（表７参照）

表７　指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

苦情		214
行政措置等	報告の徴収	38
	立入検査	176
	測定	99
	うち基準超	34
	改善勧告	0
	改善命令	0
	行政指導	209

(3)-2 特定建設作業に対する規制の状況

① 特定建設作業の実施届出件数

平成 16 年度中の特定建設作業実施届出件数は 31,066 件（平成 15 年度 30,317 件）であり，その内訳を見ると，ブレーカーを使用する作業 22,565 件（同 21,933 件），くい打機等を使用する作業が 7,048 件（同 7,234 件）の順となっており，これらが多くを占めている。（表５・表８参照）

表８　特定建設作業の届出件数

特定建設作業	届出件数	
くい打機を使用する作業	7,048	22.7%
鋼球を使用して破壊する作業	364	1.2%
舗装版破砕機を使用する作業	1089	3.5%
ブレーカーを使用する作業	22,565	72.6%
計	31,066	100.0%

② 法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定建設作業に対する苦情 723 件（平成 15 年度 496 件）に対して，平成 16 年度に行われた振動規制法に基づく措置の件数は，報告の徴収 72 件（同 84 件），立入検査 510 件（同 422 件），振動の測定 141 件（同 108 件）であった。振動測定の結果，基準を超えていたものは 7 件（同 8 件）であった。なお、改善勧告、改善命令は前年度同様行われていない（同 0 件）。

なお，振動防止に関する行政指導が 671 件（同 455 件）行われた。（表９参照）

表９　指定地域内の特定建設作業振動に係る苦情件数及び措置等の状況

苦情件数	723	行政措置等	
くい打機を使用する作業	107	報告の徴収	72
鋼球を使用して破壊する作業	3	立入検査	510
舗装版破砕機を使用する作業	22	測定	141
ブレーカーを使用する作業	591	うち基準超	7
		改善勧告	0
		改善命令	0
		行政指導	671

（４）道路交通振動に対する措置の状況

指定地域内の道路交通振動の苦情 277 件（平成 15 年度 282 件）に対して，振動の測定は 109 件（同 163 件）行われており，要請限度を超えていたものは 1 件（同 2 件）であった。また，道路管理者に対する要請及び都道府県公安委員会に対する要請は前年度同様行われていない（同 0 件）。

なお，これらの振動規制法に基づく措置のほか，道路管理者に対する協力依頼等の措置が 178 件（同 101 件），都道府県公安委員会に対する同様の措置が 17 件（同 2 件）行われた。（表 10 参照）

表 10　指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

苦情		277
行政措置等	測定	109
	うち要請限度超	1
	公安委員会へ要請	0
	道路管理者へ要請	0
	要請以外の公安委員会への措置依頼	17
	要請以外の道路管理者への措置依頼	178

３．おわりに

平成 16 年度の振動苦情件数は前年度に比べて大幅に増加している。苦情が依然として都市圏に集中していることや，特定建設作業である「鋼球を使用して破壊する作業」、「ブレーカーを使用する作業」の届出が顕著に増加していることを考えると、都市圏における解体・建設作業の増加が苦情増加の原因と推察される。

今後，人口が密集している地域における建設作業のより一層の振動低減を誘導する施策の在り方について検討する必要がある。